

前回説明からの変更前後対照表

(ゴシック体が現行からの変更箇所，赤字下線今回修正箇所)

| 地区整備計画の変更内容 | | | |
|----------------------------------|---|--|--|
| | 変更後 | 前回説明案 | 変更前 |
| 地区名 項目 | <u>生活利便地区 2</u> | 生活利便地区 2 | 公共施設地区 |
| 建築物等の 形態又は色彩 その他の意 匠の制限 | <p><u>1 県道芦屋鳴尾浜線に面してよう壁を造る場合は、勾配よう壁とし、沿道のような壁と形態を統一すること。ただし、前面による壁が隠れる程度の植栽を施す等、景観に配慮した形態、色彩、意匠とする場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>2 車庫又は駐車場の出入り口は、県道芦屋鳴尾浜線に面して新たに設けてはならない。ただし、現に県道芦屋鳴尾浜線に面する出入り口の位置の変更はこの限りでない。</u></p> | <p>県道芦屋鳴尾浜線に面したよう壁を造りかえる場合は、景観と緑化に配慮した形態、色彩、意匠とすること。なお、当該用地の造成工事完了時における勾配を超えてはならない。</p> | — |
| 垣若しくは さくの構造 の制限 | <p>道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 高さが 0.6m 未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが <u>3 m</u> 以下のもの</p> | <p>道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 高さが 0.6m 未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが 2 m 以下のもの</p> | <p>道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 高さが 0.6m 未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが 2 m 以下のもの</p> |

縦覧結果と意見書提出状況

- 1 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の変更（芦屋市決定）
南芦屋浜地区地区計画の変更

- 1) 地区計画等の案の作成手続きに関する条例による案の縦覧

縦覧期間 平成 27 年 4 月 7 日(火)から平成 27 年 4 月 21 日(火)まで

縦覧場所 都市建設部都市計画課

縦覧者数 なし

意見書数 なし